「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背昙

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「協定」という。)に加入し、その後、協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)を段階的に採用しているところです。

今般、「前部潜り込み防止に係る協定規則(第93号)」、「大型後部反射器に 係る協定規則(第70号)」を新たに採用したこと、また、日本が既に採用している「再帰反射材に係る協定規則(第104号)」について、平成18年6月に開催された第139回自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、改正案が採択され本年2月2日に発効することに伴い、「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)等を改正しました。

2. 改正概要

2-1. 協定規則の新規採用に伴う主な改正

(1) 「前部潜り込み防止に係る協定規則(第93号)」の採用に伴う改正 車体と地上面との隙間が大きい大型貨物自動車等と乗用車等の比較的 車高の低い自動車が衝突した場合、乗用車等が大型貨物自動車等の車体前 部の下に潜り込むことによって、より大きな被害を受ける可能性がありま す。このような事故による被害の軽減を目的として、協定規則第93号と の基準の整合を図り、大型貨物自動車等への前部潜り込み防止装置の装着 を義務づけるとともに、寸法、強度等に関する基準を定めました。

① 適用対象自動車

貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車、全輪 駆動車及び前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を 損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着 するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車を 除く。)であって車両総重量が3.5トンを超えるもの

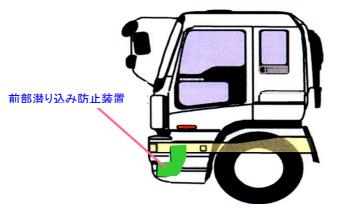
② 基準の概要

【性能要件】(車両総重量が 7.5 トンを超えるものに限る。)

▶ 前部潜り込み防止装置に必要な性能を持たせるため、寸法及び強度 に係る要件を規定。

【取付要件】

- ▶ 前部潜り込み防止装置が潜りこみ防止の機能を発揮するよう、下端の高さを 400mm 以下、前端からの距離を 400mm 以下とする。車両総重量 7.5 トンを超えるものは試験後の前端からの距離は変形量を含んで400mm 以下(コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm)とする。
- ▶ 前端からの距離 の計測において、地 上 1.8mを超える部 分については、前端 には含めない。
- ③ 適用時期平成23年9月1日以降に製作される自動車に適用



- (2) 「大型後部反射器に係る協定規則 (第70号)」の採用に伴う改正 大型後部反射器は、夜間の追突事故防止等を目的とし、大型貨物自動車 等に義務づけているところですが、協定規則第70号との基準の整合を図 り、性能要件及び取付要件についての見直しを行いました。
 - ① 適用対象自動車
 - ▶ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が7トンを超えるもの(現行と同じ)
 - ② 基準の概要

形状、寸法規格、反射特性、耐熱性等に関する基準の見直し

- ▶ 取付個数を「4個以下」から「1個、2個又は4個」に変更
- ▶ 赤色の「蛍光部」を「蛍光部又は反射部」に変更
- ▶ 反射器の種類をトレーラー用に「額縁タイプ」、トラック用に「縞型タイプ」に限定
- ▶ 大型化
 - 一辺が 130mm 以上の長方形

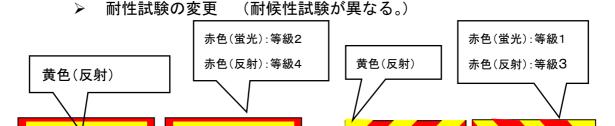
反射部の面積:800cm²以上、蛍光部の面積:400cm²以上

Ι

長さ(2個又は4個の場合は合計): 1,130mm~2,300mm

トラック用 幅:140±10mm、縞幅100±2.5mm トレーラー用 幅:200+30/-5mm、縁取40±1mm

- ▶ 取付要件の変更(高さは上端が 1.5m以下 → 下端が地上 0.25m 以上、上端が地上 1.5m以下(ただし、自動車の構造上、取り付けが 困難な場合にあっては、2.1m以下))
- ▶ 反射特性の向上 (再帰反射係数: 122cd/m²/lx → 300cd/m²/lx (現行の約 2.5 倍))
- ▶ 幾何学的視認性の規定の追加 (水平角:内側及び外側に30°、垂直角:水平面から上下15°。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。)



大型後部反射器 (トレーラー用)

大型後部反射器(トラック、トラクター用)

③ 適用時期

平成23年9月1日以降に製作される自動車に適用

- 2-2. 協定規則の一部改正に伴う改正
- (1) 「再帰反射材に係る協定規則(第104号)」の一部改正に伴う改正
 - ・耐洗浄性について、動力洗浄に係る規定の追加及び接着強度に係る規定 の追加に伴う別添 105 別紙 6 の改正

3. スケジュール

公布: 平成 19 年 1 月 30 日

施行:平成19年4月1日(協定規則の採択に伴う改正)

2月2日(協定規則第104号の一部改正に伴う改正)